

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年3月19日

【四半期会計期間】 第48期第3四半期(自平成24年11月1日至平成25年1月31日)

【会社名】 株式会社伊藤園

【英訳名】 ITO EN,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 本庄 大介

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区本町3丁目47番10号

【電話番号】 03(5371)7111(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 平田 篤

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区本町3丁目47番10号

【電話番号】 03(5371)7203

【事務連絡者氏名】 管理本部長 平田 篤

【縦覧に供する場所】 株式会社伊藤園横浜緑支店  
(神奈川県横浜市緑区霧が丘2丁目7番11号)  
株式会社伊藤園八千代支店  
(千葉県八千代市大和田新田672番地4)  
株式会社伊藤園大宮支店  
(埼玉県さいたま市見沼区春岡3丁目20番地4)  
株式会社伊藤園尼崎支店  
(兵庫県尼崎市金楽寺町1丁目5番33号)  
株式会社伊藤園静岡支店  
(静岡県静岡市葵区神明町85番地2)  
株式会社伊藤園堺支店  
(大阪府堺市北区北花田町2丁目202番地)  
株式会社伊藤園名古屋東支店  
(愛知県名古屋市名東区勢子坊2丁目1406番地)  
株式会社伊藤園福岡支店  
(福岡県福岡市博多区金の隈1丁目21番19号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の静岡支店及び福岡支店は法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としてあります。

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年3月15日に提出いたしました第48期第3四半期（自平成24年11月1日至平成25年1月31日）四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

#### 2 事業の内容

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第1 【企業の概況】

#### 2 【事業の内容】

<リーフ・ドリンク関連事業>

（訂正前）

平成24年6月27日付けでITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd.を設立し、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

また、平成24年8月および10月にネオス(株)の株式を追加取得し、当第2四半期連結会計期間末より連結の範囲に含めております。

さらに、平成25年12月3日付けで伊藤園飲料（上海）有限公司を開設し、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。また、今後当グループにおける中国事業の重要性が高まることを鑑みて当第3四半期連結会計期間より、当第2四半期連結会計期間まで持分法適用会社であった福建新烏龍飲料有限公司を連結子会社として連結の範囲に含めております。

（訂正後）

平成24年6月27日付けでITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd.を設立し、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

また、平成24年8月および10月にネオス(株)の株式を追加取得し、当第2四半期連結会計期間末より連結の範囲に含めております。

さらに、平成24年12月3日付けで伊藤園飲料（上海）有限公司を開設し、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。また、今後当グループにおける中国事業の重要性が高まることを鑑みて当第3四半期連結会計期間より、当第2四半期連結会計期間まで持分法適用会社であった福建新烏龍飲料有限公司を連結子会社として連結の範囲に含めております。